

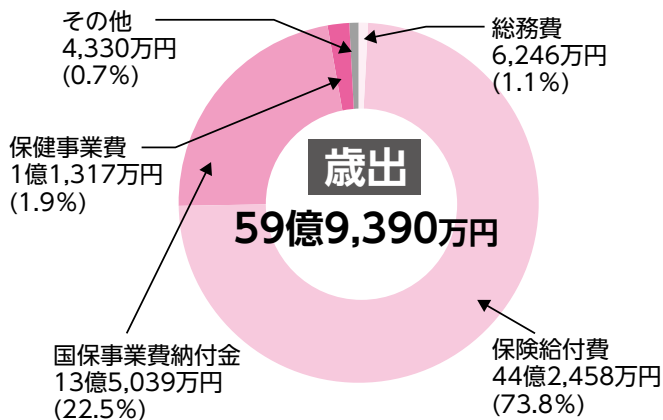
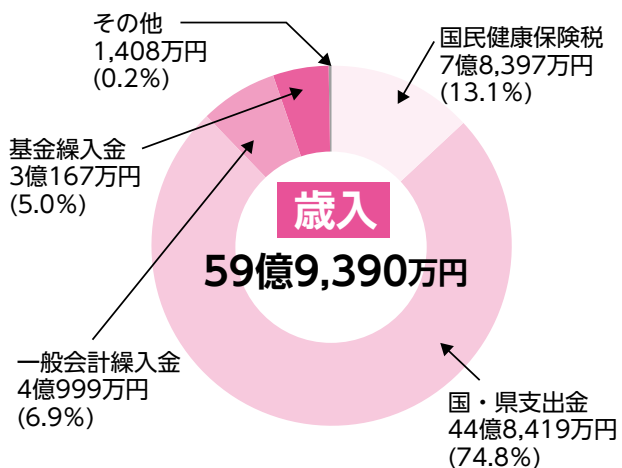


主な内容

令和6年度塩竈市国民健康保険特別会計当初予算	P1
第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画	P2
国民健康保険の届け出／後期高齢者医療制度のしくみ	P3
産前産後期間の国保税軽減について／ 高額介護合算療養費制度 / 国民健康保険税納税通知書	P4

編集・発行 塩竈市市民生活部保険年金課 ☎355-6497

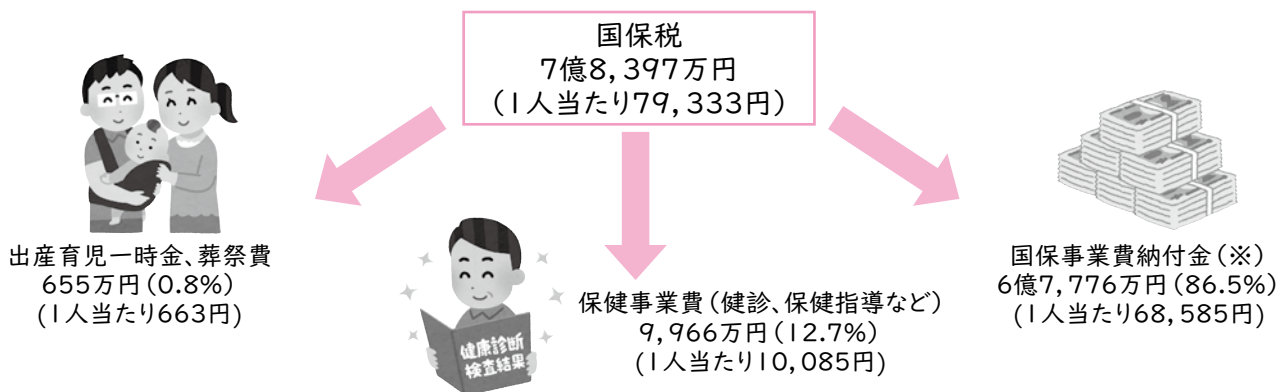
# 令和6年度塩竈市国民健康保険 特別会計 当初予算



### 【前年度当初予算との比較】

- ・ 国保事業費納付金や保健事業費等に充てられる国保税は、被保険者数の減少見込等により、179万(0.2%)の減となっています。歳入・歳出の収支差分は財政調整基金を充当しています。
- ・ 保険給付費は、医療の高度化や高齢化などの影響で、2億8,889万円(7.0%)の大幅な増となっています。
- ・ 予算全体では、2億4,490万円(4.3%)の増となっています。

## 皆さんに納めていただく国保税の使い道



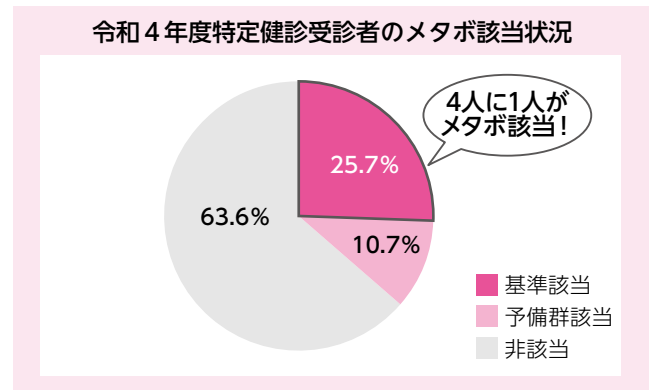
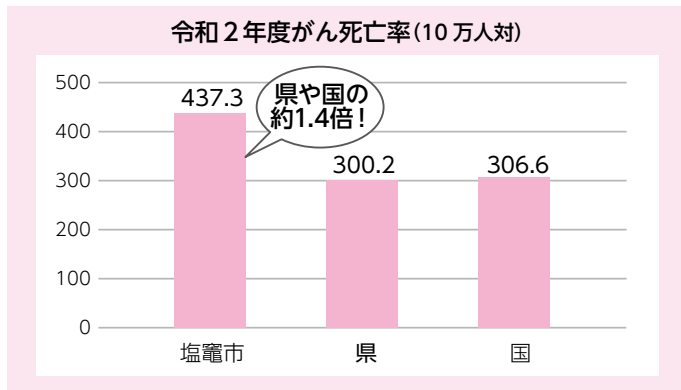
(※) 国保事業費納付金は、国保被保険者の医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支える「支援金分」、介護保険制度を支える「介護分」で構成され、県に納付されます。納付金の財源は、国保税のほか国・県支出金や一般会計繰入金を充て、不足分(2億5,857万円)は国保財政調整基金を取り崩して対応する予算となっています。

# 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画

令和6年4月から、『塩竈市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画』がスタートします。この計画は、塩竈市国保加入者の医療の状況を分析し、特定健康診査などの保健事業を効果的に実施するための計画です。また、「平均自立期間の延伸」および「一人当たりの医療費の削減」を計画全体の目標とし、下記のとおり9つの個別事業を実施します。計画書は市ホームページに掲載する予定です。

## ◎本市の3大課題

生活習慣病	特定健診受診者のうち、4人に1人がメタボリックシンドロームに該当
がん	がんによる死亡率は県や国より高い
医療費・受診行動	重複受診、頻回受診、重複服薬の指導対象者、薬剤併用禁忌対象者が多数



## ◎計画全体の目標

塩竈市国民健康保険被保険者の「平均自立期間の延伸」および「一人当たりの医療費の削減」

## ◎実施する9つの事業

生活習慣病対策	がん対策
①特定健康診査事業	⑦がん検診事業 (国保助成事業)
②特定保健指導事業	
③特定健康診査未受診者対策事業	医療費・受診行動対策
④人間ドック・脳検診費用助成事業	
⑤糖尿病性腎症重症化予防事業	
⑥歯周病検診事業 (国保助成事業) ※	
	⑨ジェネリック医薬品差額通知事業

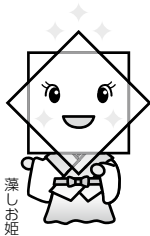
※第3期データヘルス計画からの新規事業

問 保険年金課保険企画係 ☎355-6497

## \* 健康の道も1歩から ~歩いて健康づくりを始めましょう~ \*

メタボの大きな要因の1つは「運動量が少ないこと」です。誰でも簡単にできるウォーキングを毎日の生活に取り入れ、運動量を増やしてみませんか。宮城県では「脱メタボ! みやぎ健康3.15.0 (サイコー) 宣言」のなかで「歩こうあと15分」という目標を掲げています。また、塩竈市には4種類のウォーキングコースがあり、毎年「しおがまウォーキング講習会」も開催しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。





# 国民健康保険の届け出をお忘れなく！

問 保険年金課給付年金係 ☎355-6503

	こんなとき	必要なもの	
加入するとき	転入したとき	なし	マイナンバーカード、またはマイナンバーを確認できる書類と本人確認書類
	ほかの健康保険をやめたとき	ほかの健康保険をやめた証明書	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、世帯主の通帳、出産した病院の明細等	
やめるとき	転出するとき	保険証	
	ほかの健康保険に加入したとき	国民健康保険の保険証、加入した健康保険の保険証 後期高齢者医療制度に加入する場合は手続き不要です	
	亡くなったとき	保険証、会葬御礼のはがき、喪主名義の通帳	
その他	住所や氏名、世帯主が変わったとき	保険証	
	修学のため、子が転出するとき	保険証、在学証明書（原本）	

※追加で書類が必要な場合があります

必ず**14日以内**に届け出してください。

なお、対象者と同一世帯でない方(家族も含む)が手続きする場合は、次の2点が必要です。

- ①委任状      ②手続きする方の本人確認書類

## 本人確認書類

### ① 次のうち1点

- ・運転免許証      ・パスポート
- ・在留カード      ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳      ・療育手帳
- ・公的機関が発行した身分証明書(写真付き)

### ② ①をお持ちでない方は次のうち2点

- ・年金手帳または証書      ・医療受給者証
- ・学生証      ・公的機関が発行した身分証明(写真なし)

## 加入の届け出が遅れると

- ・国民健康保険税をさかのぼって納めていただきます
- ・保険証を使えないため、その間の医療費がいったん全額自己負担になります

## 脱退の届け出が遅れると

- ・国民健康保険の保険証を使って受診した場合、国民健康保険負担分の医療費を返還していただきます
- ・新たに加入した健康保険と国民健康保険の両方から保険税の請求があります

# 後期高齢者医療制度のしくみ

問 保険年金課医療係 ☎355-6519



## 後期高齢者医療制度とは

75歳以上の方(または一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方)が加入する医療制度で、75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた健康保険(国民健康保険や健康保険組合、共済組合など)から移行します。

一定の障がいとは・・・

- 身体障害者手帳1～3級、4級の一部
- 療育手帳の障害程度A
- 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級
- 障害年金受給者(年金証書1、2級)

## 後期高齢者医療制度に加入するとき

75歳の誕生日から自動的に加入します。手続きは不要です。

ただし、一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方が加入する際は、申請が必要です。

### ご注意ください！

会社の健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に加入した場合、その被扶養者だった方も会社の健康保険の資格を喪失します。新たに国民健康保険や別の健康保険に加入する手続きが必要です。

## 医療費の自己負担

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合は1割、ただし一定以上の所得のある世帯の方は2割、現役並み所得世帯の方は3割です。

自己負担割合は、保険証の「一部負担金の割合」欄に記載されています。

自己負担割合の判定には、後期高齢者医療制度の加入にかかわらず、世帯全員の所得の申告が必要です。

## こんなときは届け出が必要です

こんなとき	必要なもの	
住所が変わったとき	保険証、減額認定証・特定疾病療養受領証(お持ちの方)	マイナンバーカード、またはマイナンバーを確認できる書類と本人確認書類(ページ上部を参照)
転出するとき		
転入したとき	前住所地での医療費負担区分証明書	
亡くなったとき	保険証、減額認定証・特定疾病療養受領証(お持ちの方)、会葬御礼のはがき、または葬儀の日程表、喪主名義の通帳	
一定の障がいがある65歳から75歳未満の方が加入するとき(随時受け付けています)	保険証、各種手帳(身体障害者、療育、精神障害者保健福祉)など障害程度が確認できる書類	

# 産前産後期間の国保税軽減について

令和6年1月から開始した制度です。産前産後期間4カ月分の国保税（均等割、所得割）が軽減されます。令和5年11月以降出産された方、今後出産予定の方が対象です。該当する方は届け出をお願いします。必要書類などは市ホームページを確認ください。

制度概要について 問 保険年金課保険企画係 ☎355-6497  
軽減の手続きについて 問 税務課諸税係 ☎355-5916



## 高額介護合算療養費制度



医療保険と介護保険における自己負担額の合算が高額となった世帯の負担軽減を図る制度です。

世帯内で同じ医療保険に加入する方全員の令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、限度額を超えた場合に、その超えた額を支給します。

※障害者医療助成の受給者で、高額介護合算療養費が支給される場合、すでに支給した助成金は返金いただきます。対象者には通知を送付いたします。

### 手続き

該当世帯には、4月中旬から順次「お知らせ」を送付します。同封の申請書を提出してください。

なお、令和4年8月～令和5年7月の間に住所変更された方や医療保険に変更があった方、死亡された方がいる世帯には、「お知らせ」を送付できない場合があります。該当すると思われる方は、問い合わせください。

介護保険について 問 高齢福祉課介護保険係 ☎364-1204  
国民健康保険について 問 保険年金課給付年金係 ☎355-6503  
後期高齢者医療保険、障害者医療費助成について 問 保険年金課医療係 ☎355-6519



## 国民健康保険税(暫定賦課)納税通知書を4月中旬に送付します

問 税務課諸税係 ☎355-5916

国民健康保険税を普通徴収(納付書や口座振替)で納付されている方には4月中旬に「国民健康保険税(暫定賦課)納税通知書」を、特別徴収(年金から差し引き)で納付されている方には4月中旬に「仮徴収税額通知書」を送付します。

なお、令和6年4月以降に加入した方には7月に本算定賦課の納税通知書を送付します。

### 所得の申告はお済みですか?

国民健康保険税の計算には、加入者全員と、世帯主の所得の申告が必要です。

申告がお済みでない方は、所得がない場合でも申告してください。



### 国民健康保険税の納付方法と納付月

仮徴収 令和6年2月(令和5年度)の税額と同額

本徴収 令和5年1～12月の所得を基に計算した税額から仮徴収税額を差し引いた額

特別徴収	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期

暫定賦課 令和5年度の税額を基に計算

本算定賦課 令和5年1～12月の所得を基に計算した税額から暫定賦課額を差し引いた額